

こんなところにネコ? (博多遺跡群)

発掘調査ではいろいろな遺物が出土します。の中でも土器は他の石器や金属器よりも群を抜いて多く見られます。これは土器が当時の人々にとって身近で欠かせないものだったことによるものでしょう。

そのため、いろいろなデザインの土器を作られたり、文字や絵が描かれたりしたものを見つかることがあります。そのような「ちょっとひと手間かけた土器」には当時の人々が込めた思いが感じられます。

ところが、時には「えっ!？」と思うような土器も見つかります。下の写真は博多遺跡群第175次調査で出土した江戸時代の皿です。直径10cmの素焼きの皿で、食器として使用されたのですが、よく見ると皿の真ん中にネコの足跡が一つ、そして縁にももう一つ…。肉球の形もはっきりと残っています。

皿を作った職人さんがわざとネコの足を押し付けたのか、たまたま土器を作っていた時にネコが踏んだのか。想像は尽きませんが、当時の人々のネコに対する愛着を感じられる遺物です。



ネコの足型はネズミ除けになったのでしょうか…?
(ネズミはイメージです)

→ 4月・5月のイベント情報

4月

- 11,12日 香椎宮奉納獅子舞（県指定無形民俗文化財）
会場：東区香椎4-16-1 香椎宮
15日 山ほめ祭（県指定無形民俗文化財）
会場：東区志賀島877 志賀海神社

5月

- 3~4日 博多松囃子（国指定重要無形民俗文化財）
16日 赤煉瓦文化館ガイドツアー
会場：中央区天神1-15-30 赤煉瓦文化館
23日 第1回埋蔵文化財センター考古学講座
「科学の目でみる文化財」
講師：比佐 陽一郎氏（福岡市埋蔵文化財センター職員）

※新型コロナウイルスの感染防止対策により、中止・延期されることがあります。

福岡市の文化財ホームページ新着情報をご確認ください。



吉武高木遺跡「やよいの風公園」(西区)では、例年4月中旬から末にかけて、地域の方々が手をかけて育てた菜の花が開花します。
※ 菜の花畠と飯盛山(背後)

福岡市経済観光文化局文化財活用部

住所：福岡市中央区天神1-8-1

TEL: 092-711-4666 FAX: 092-733-5537

文化財の保存・管理・活用に関すること

文化財活用課 TEL:092-711-4666

史跡の整備・活用に関すること

史跡整備活用課 TEL:092-711-4784

埋蔵文化財の発掘調査・手続きに関すること

埋蔵文化財課 TEL:092-711-4667

埋蔵文化財の収蔵・保管・分析に関すること

埋蔵文化財センター TEL:092-571-2921

ホームページ 福岡市の文化財

<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>

Facebook「福岡市の文化財」でも情報発信中！



※今年度のロゴについて下部に記載しています。

歴史の風

ふくおか 文化財だより Vol.26 2020年4月 ～新市指定・登録文化財特集～

新たに13件！

令和2年3月23日に、福岡市指定文化財として新たに2件、福岡市登録文化財として新たに11件、指定・登録されることが告示されました。

これにより、市指定文化財は226件、市登録文化財が45件となります。今号でそれぞれの文化財について紹介しています。

« 名称一覧 »

◎福岡市指定文化財

1. 岸田遺跡出土品（第1次調査）
2. 小呂島の祇園山笠行事



岸田遺跡出土品

◎福岡市登録文化財

1. 下和白大神神社の獅子廻り
2. 奈多高浜の獅子舞
3. 奈多西方の獅子舞
4. 奈多前方の獅子舞
5. 奈多牟田方の獅子舞
6. 今泉若宮神社の獅子祭り
7. 紺屋町子供獅子祭
8. 鳥飼八幡宮子供獅子まわし
9. 高宮八幡宮獅子まつり
10. 荒江鷯田神社の獅子まわし
11. 祖原獅子祭り



小呂島の祇園山笠行事



下和白大神神社の獅子廻り

※令和2年度のロゴは、博多松囃子の傘鉾。※福岡市博物館所蔵『筑前名所図会』より

～新市指定・登録文化財特集～

新指定 岸田遺跡出土品(第1次調査) 79点

(有形文化財(考古資料))

早良区早良四丁目に所在する岸田遺跡から出土したものです。現在は福岡市埋蔵文化財センターに保管されています。今回指定された出土品は、弥生時代中期初頭から中期後半の木棺墓1基と甕棺墓5基から出土した副葬品と棺として用いられた甕棺(10点)です。副葬品は銅剣が5点、銅剣の柄の先端の飾りである青銅製十字形把頭飾1点、銅矛3点、鉄戈1点、勾玉3点、管玉54点、小壺2点です。早良平野における弥生時代の青銅武器副葬例を知るうえで重要な資料です。

表紙に掲載している写真(上)です。

新指定 小呂島の祇園山笠行事 (無形民俗文化財)

西区小呂島に伝わる山笠行事です。毎年7月15日に行われます。

小呂島は、姪浜渡船場から約40kmのところに位置し、令和元年7月末現在、71世帯173人が生活をしています。



山笠の飾り付けの様子



飾り山笠

～新市指定・登録文化財特集～

小呂島には様々な年中行事が現在でも伝わっていますが、文化財指定を受けるのは本行事が初めてです。

小呂島の山笠は、昇き棒が3本で、魚や波など海事に関連する飾りが多用されるところに特徴があります。小呂島の祇園山笠行事は、北部九州に広く分布する山笠が離島の漁村において特色ある地域的展開を遂げた一事例として重要です。

新登録 下和白大神神社の獅子廻りほか10件

(無形民俗文化財)



奈多前方の獅子舞

祖原獅子祭り

市内では神社でお祓いを受けた獅子が集落の家々を個別に訪問し、無病息災や五穀豊穣を祈願するという「門祓いの獅子」の類型である行事が約30箇所で行われています。今回は、東・中央・南・城南・早良区の「門祓いの獅子」行事11件を登録しました。市内の行事の多くは7月に行われ、地域の青年や子ども達が獅子頭を担ぎ、掛け声をかけながら町内を巡回します。これらの行事はコミュニティの維持や青少年の育成に寄与する地域の基礎的な民俗行事として重要です。

※ 詳細は、福岡市の文化財HP>新着情報>令和2年度（2020年度）

～文化財の保存活用に関する基本方針～

すべてのはじまりは調書

昨年、策定した「文化財の保存活用に関する基本方針」(※1)では、文化財を次世代に継承していくため、指定や登録を積極的に行い、それぞれの文化財が持つ価値の公共性を明示し、適切な保存をはかっていくことを掲げています。

文化財の指定や登録は、どのような手続きを踏んで行われているのでしょうか？まずは、対象となる文化財についての詳細な調査から始まります。調査の期間は、長ければ数年にわたることもあり、多くの学識経験者や周辺の大学の院生・学生に協力もらうこともあります。その結果が調書や報告書のかたちにまとめられたのち、年2回、定期的に開催される文化財保護審議会において、文化財の指定・登録についての意見が出されます。

文化財の調査は、指定・登録のために行うものばかりではありません。本市では、悉皆調査といって、あるお寺ならお寺の文化財をすべて確認し、目録・台帳を作成するような調査を行っています。人手と時間のかかるものですが、受け継がれていたものの全体像を把握することでこそ見えてくる歴史や文化があります。

文化財について、調書、報告書、目録や台帳を作成することは、指定・登録、保存や収集、公開、活用等、文化財に関わるすべての活動の基盤となる仕事です。

※1「文化財の保存活用に関する基本方針」
<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/news/detail/210>



古文書を調査している様子